

## 高知県“社会を明るくする運動”作文コンテスト実施要綱

### 1 名 称

高知県“社会を明るくする運動”作文コンテスト

### 2 趣 旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちや非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26年に始まり、今回で第67回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う全国の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活、学校生活の中で、体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

なお、本作文コンテストは、第43回“社会を明るくする運動”（平成5年）から始まり、今回で25回目となります。

### 3 主 催

“社会を明るくする運動”高知県推進委員会  
高知保護観察所

### 4 後 援

高知県教育委員会、高知県保護司会連合会、高知県更生保護女性連盟、更生保護法人高知保護観察協会

### 5 応募規定

#### (1) 対象

高知県内の小学生及び中学生

#### (2) テーマ

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことや感じたことなどを題材としたものとします。

(例) 「心をつなげる」(昨年度の小学生の部の県最優秀賞)

「私たちの「社会」」(昨年度の中学生の部の県最優秀賞)

#### (3) 原稿の枚数

400字詰め原稿用紙3～5枚程度

(4) 応募作品は自作・未発表のものに限ります。応募作品は、原則として原本(手書きのもの)とします。応募に当たっては、題名、学校名、学年、氏名を明記してください。

## 6 優秀作品の推薦方法

- (1) 応募者は、“社会を明るくする運動”地区推進委員会（以下「地区推進委員会」という）が定めた日までに、地区推進委員会に作品を提出します。
- (2) 地区推進委員会は、適宜の方法により優秀作品小・中学生各2点を選定し、9月15日（金）までに“社会を明るくする運動”県推進委員会事務局に推薦します。

## 7 県推進委員会の表彰

地区推進委員会から推薦があった作品に対して審査を行い、小学生、中学生の部ごとに表彰します。

### (1) 審査員

高知県教育委員会  
高知県保護司会連合会会長  
高知保護観察所長

### (2) 表彰

#### ア 種別

最優秀賞（県推進委員会委員長（知事）表彰）	小・中学生各1名
優秀賞	小・中学生各3名
佳作	小・中学生各3名

#### イ 表彰方法

最優秀賞については、表彰状と記念品を県推進委員会事務局長より、入賞者の在学する学校において伝達します。

優秀賞及び佳作については、表彰状と記念品を入賞者の在学する学校に当該地区保護司会長経由で送付し、学校長から伝達します。

## 8 全国コンテストへの応募等

本作文コンテストは、第67回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～作文コンテスト（全国コンテスト）の実施に基づいて行うものであり、県推進委員会は、優秀作品を10月11日（水）までに中央推進委員会に推薦し、全国コンテストに応募します。全国コンテストの入賞作品の発表は12月ごろ、県推進委員会を通じて行われます。

## 9 その他

- (1) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- (2) 応募作品は原則として返却しません。
- (3) 入賞作品については、報道機関、インターネット等による公表や、県推進委員会で作成する作文集に掲載する場合があります。